

JCHO 熊本総合病院における医療安全管理指針

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

JCHO 熊本総合病院（以下「病院」という。）は、「患者様に満足される最新の医療を情熱をもって実践する」を基本理念とし、「質の高い最新の医療を提供します」を基本方針の1つとしています。患者様の尊厳と安全を確保し、質の高い医療を提供するために、職員一人一人が医療安全管理に対する高い意識を持ち、関係する各部署および各委員会等が連携を図り、医療安全管理を推進します。

2. 医療安全管理の体制

病院内の各部門の代表者で構成する医療安全管理委員会を設置し、医療の安全管理に係る体制の確保および推進にあたります。また、医療安全管理の任にあたるため専門の担当者（医療安全管理者・医薬品安全管理責任者・医療機器安全管理責任者・医療放射線安全管理責任者）を配置し、情報の収集・分析および方策の企画立案をおこないます。

3. 職員研修

医療安全管理に関する全職員対象の研修を年2回以上開催します。

4. 医療に係る安全確保を目的とした改善方策について

医療に係る安全の確保は、インシデント・アクシデント報告の分析等を基本として行うものとし、医療安全管理指針・マニュアルを整備し、必要に応じて改訂します。

5. 医療事故発生時の対応

医療事故等が発生した場合は、医療上の最善の処置を行うことはもとより、医療安全管理委員会で事実関係を調査し、その結果を踏まえて患者様および家族への説明等誠意を持って対応します。

6. 本指針の閲覧

患者様等から本指針の閲覧の申し出があった場合は、適宜患者サポート室等の場所において閲覧し、情報を共有できるものとします。

7. 相談への対応

患者様等からの医療安全管理に関する相談および質問については、医療安全管理室が患者サポート室と連携し対応します。また、相談により患者様等が不利益を受けないように努めます。

2024年12月改訂

独立行政法人地域医療機能推進機構 熊本総合病院